

公立大学法人和歌山県立医科大学情報基盤センター設置規程

制 定 平成31年4月1日和医大規程第2号

(趣旨)

第1条 この規程は、公立大学法人和歌山県立医科大学組織運営規則（平成18年4月1日和医大規則第4号）第23条の8の規定に基づき、公立大学法人和歌山県立医科大学（以下「法人」という。）に設置する情報基盤センター（以下「センター」という。）の組織及び業務について、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 センターは、大学内ネットワークの利便性と安全の向上及び大学内の情報関係業務の充実を図ることを目的とする。

(組織)

第3条 センターに、センター長、副センター長及びセンター教員を置く。

- 2 センター長は、理事長の命を受け、センターの事務を総理する。
- 3 副センター長は、センター長が指名する教員をもって充てる。
- 4 副センター長は、センター長の業務を補佐し、センター長に事故があるときはその職務を代理する。
- 5 センター教員は、本学の専任教員のうちからセンター長が指名する教員をもって充てる。
- 6 センター教員は、次条第4号に掲げる業務に従事する。

(業務)

第4条 センターは、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 大学内ネットワークの運用管理に関すること。
- (2) 情報関係業務の実施及び支援に関すること。
- (3) 情報セキュリティポリシーに関すること。
- (4) 情報関係教育及び研修に関すること。

(その他)

第5条 この規程に定めるもののほか、センターに関し必要な事項は、理事長の承認を得てセンター長が定める。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。